

○厚木市環境教育等推進協議会条例

令和4年3月22日

条例第1号

(設置)

第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、厚木市環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 法第8条第1項に規定する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成又は変更に関する事項
- (2) 行動計画の実施に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 協議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、環境教育主管課で処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、
会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略